

令和元年度第1回江別市公平委員会会議録

日 時 令和元年7月26日（金）

午後5時00分～

場 所 市民会館36号

1 議事日程

(1) 議事

- ・管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について

(2) その他

2 出席者

(1) 委員	委員長	佐藤 允
	委員	杉野 邦彦
	委員	菊地 秀人
(2) 事務職員	幹事	宮沼 直之
	事務職員	熊澤 和宏
	事務職員	野田 明日香

(議事録)

佐藤委員長（以下「委員長」） 本日は、ご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和元年度第1回江別市公平委員会を開会いたします。

はじめに、「議事（1）管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

熊澤事務職員 それでは、管理職員等の範囲を定める規則の一部改正に関連しまして、平成31年4月1日付け及び令和元年7月1日付けの組織改編につきまして、その概略をご説明申し上げます。

右上に資料1-2と記載しております資料をご覧ください。

はじめに、4月1日付けの組織改編であります。まず、「企画政策部企画課主幹（統計担当）の配置」であります。令和2年の国勢調査を着実に実施するため、統計担当主幹を1名、主査付係員を1名配置し、体制の強化を図るものであります。

次に、「教育部スポーツ課参事（合宿誘致・スポーツ交流事業担当）の配置」であります。ラグビーワールドカップ公認チームのキャンプ地としてオーストラリア代表チームとの交流事業の実施や東京オリンピック・パラリンピッ

ク等に出場するチームの合宿誘致などの取組を推進するため、スポーツ課に合宿誘致・スポーツ交流事業担当参事を新たに1名配置し、選手と市民の交流を通じたスポーツ振興を図るものであります。また、これらの取組に併せて、市の魅力や良好なスポーツ環境をPRするため、企画政策部政策推進課長、同シティプロモート担当主幹、同主査、経済部商工労働課商店街・観光振興担当参事、同主査及び同主査付係員が合宿誘致・スポーツ交流事業担当を兼務するものであります。

資料2ページをご覧ください。

「消防本部及び消防署の所管事務の再構築と体制強化」であります。高齢化を背景とした救急需要の増大などに対応し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、火災予防業務を消防本部へ移管し企画立案業務を一元化するとともに、指令業務を消防署へ移管し火災、災害及び救急救助活動と一元化することで、効率的な組織体制の充実を図るものであります。

続きまして、資料3ページ、7月1日付けの組織改編になります。

はじめに、「総務部調整監及び参事（庁舎耐震化担当）の新設」であります。これまでの大雨災害や胆振東部地震の教訓を踏まえ、効果的な防災訓練の実施や庁舎などの耐震化を進めていくため、危機対策室を改編し、東ね役として全庁的調整を行う部長相当職の「調整監」を総務部に新たに配置するものであります。また、庁舎耐震化担当参事を新設し、総務課長及び危機対策・防災担当参事が兼務した上で、庁舎耐震化担当主査を1名配置し、庁舎などの耐震化の具体的な検討を行うものであります。

次に、「定住促進を図るための体制強化」であります。定住促進を図るため、住環境活性化担当とシティプロモート担当を統合し、シティプロモート・住環境活性化担当参事とします。さらに、企画課が所管する移住促進業務を移管し、参事を1名、主幹を1名、主査を1名配置することで、空き地・空き家情報の発信など、人口の社会増に向けた全市的な取組を進めてまいります。

続きまして、資料4ページをご覧ください。まず、「観光振興課の新設」であります。観光による交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため、商工労働課を改編し、観光振興課を新設します。課長1名、係長1名、係員2名を配置することで、地域資源や立地環境を生かした、江別ならではの観光振興策の具体的な展開を進めるものであります。

次に、「健康なまちづくり推進のための体制強化」であります。生活習慣病の予防や心の健康づくりなどの健康意識向上のための取組を一体的に推進し、市民の健康寿命の延伸を進めていくため、保健センターを健康推進室に移管するものであります。さらに、健康福祉部次長の健康推進室長兼務を解消し、室長を実配置することで、健康なまちづくり推進のための体制強化を図るものであります。

次に、「子育て世代包括支援センター設置に向けた体制整備」であります。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施できる体制を整備するため、健康推進室に子育て世代包括支援担当参事を新たに1名配置し、子育て支援センター等を所管する部署と連携して産後ケア事業や巡回型相談など子育て

世代包括支援事業を進めてまいります。

続きまして、資料5ページに移ります。「市立病院事務局管理課参事（経営改善担当）の新設」であります。市立病院が担うべき医療のあり方や経営について、市民、専門家、市内団体等、多角的な視点から検討を進めるため、経営改善担当参事を新たに1名配置し、安定した病院運営の確立を図るものであります。

以上が組織改編の概要になります。

次に、参考資料と記載している資料をご覧ください。

参考資料1と記載してあるものが4月1日付け、参考資料2と記載してあるものが7月1日付けでそれぞれ新設、廃止した管理職の一覧を記載しております。

それぞれの参考資料の次ページ以降は、組織機構改編図の新旧対照表となっております。

まず、参考資料1の最初のページをご覧ください。

4月1日付けの組織機構改編におきまして、新設する教育部の参事職を管理職に加える必要がございます。

次に、参考資料2の最初のページをご覧ください。

7月1日付けの組織機構改編におきましては、新設する総務部の調整監及び市立病院の参事職を管理職に加える必要がございます。

以上のことから、本規則の一部改正を行うものであります。

なお、その他の新設する職、廃止する職につきましては、改正を行う必要はないものであります。

この一覧をご覧くださいながら、資料1-1をご覧ください。

新設した管理職の改正内容につきまして、公布文の形式にしたものが、資料1-1になります。

なお、今回の改正のうち、病院の項中「医療安全管理部室長」を「医療安全管理室長」に改める改正がございます。

この職は、平成17年度に新設されたものでありまして、当時、字句の表記を誤っていたことが判明したため、今回の改正におきまして、併せて字句の整備を行い、正しい職名に修正するものであります。

また、附則におきまして、施行期日を公布の日とするものでありますが、字句の整備以外の改正につきまして、教育部の参事の追加は平成31年4月1日から、総務部の調整監及び市立病院の参事職の追加につきましては令和元年7月1日から適用するものであります。

この資料の次ページ以降は、本規則の新旧対照表を添付しております。

なお、本規則の改正であります。本日ご承認をいただきました後、委員長の署名をもちまして公布する予定でございます。

説明は以上になります。

委員長 ありがとうございます。説明を受けましたが、これについて質問等はございませんか。

杉野委員 内容とは違いますが、資料1-2の「2 組織整備」の冒頭に「平成32年国勢調査を着実に実施するため」と書いていますが、今後継続して平成32年、平成33年という表現になっていくのですか。

熊澤事務職員 こちらの資料は、職員課が作成したものを使わせていただいております。4月1日付けの資料につきましては、まだ元号が変わる前の資料を使わせていただいております。

実際は、令和2年国勢調査ということで、ご説明させていただいた次第でございます。

杉野委員 この資料を作成したときがまだ平成31年4月で、令和になっていなかったということですね。

熊澤事務職員 さようでございます。4月1日付けの人事異動概要の資料をそのまま使ったということでございます。

杉野委員 そうということですね。わかりました。

経済部に観光振興の独立した課ができましたが、商店街とは切り離したと考えると良いですか。

熊澤事務職員 さようでございます。商店街につきましては、商工労働課で所管しまして、あくまで観光の部分のみを切り離して、観光振興課を設立したものであります。

今までも観光振興担当参事を置いておりましたが、今回係員が1名増員されたこととなります。

杉野委員 観光振興に力を入れるという表れですか。

熊澤事務職員 そうです。

委員長 初歩的な質問ですが、管理職員の中に、市立病院の場合、管理課の総務係長が入っていますね。これは他の課の係長と違いがあるのでしょうか。

熊澤事務職員 一部の職員につきましては、主幹職以下につきましても、業務の性質上、管理職員とする取扱いをしております。具体的には、総務部総務課総務係長、総務課法制係長、職員課主査、財政課財政係長、財政課主査、秘書課秘書係長、教育部総務課総務係長、学校教育課学校教育係長、学校教育課主査、市立病院事務局管理課総務係長、管理課財務係長が、組合に加入できない職員となっております。

委員長 勤務条件や給与など、人事に係るような職務ということですね。

熊澤事務職員 さようでございます。

委員長 それでは、事務局の説明のとおり、管理職員等の範囲を確認し、「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について」は、事務局案のとおり決してよろしいですか。(了)

ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

以上で、本件を終結いたします。

次に、「(2) その他」について、何かございませんか。

熊澤事務局員 事務局からはございません。

委員長 それでは、以上で本日の公平委員会を閉会いたします。

終了：午後5時16分

上記の会議録の内容に相違のないことを認め、署名押印する。

委員長 ⑩

委員 ⑩

委員 ⑩